**○国土交通省告示第九百五十九号**

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第九十二号及び平成二十一年国土交通省告示第六百十一号を参照。）

イ　標点の位置　北緯三十五度四十五分五十五秒　東経百四十度二十三分八秒　標高四十一メートル（昭和五十二年運輸省告示第六百八号において告示した標点は、引き続き存続するものとする。）

ロ　着陸帯B′

長さ　二千六百二十メートル

ハ　滑走路B′

長さ　二千五百メートル

ニ　誘導路

延長　三万二百八十メートル

ホ　エプロン

面積　二百二十一万六千五平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十一年十月二十二日

**○海上保安庁告示第二百三十四号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　小浜港北防波堤灯台

位置

所在地　福井県小浜港（北防波堤外端）

北緯　三五―三〇―二〇

東経　一三五―四四―一三

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

変更年月日　平成二十一年七月六日

名称　御手洗港防波堤灯台

位置

所在地　広島県御手洗港（防波堤外端）

北緯　三四―一〇―三九

東経　一三二―五二―一〇

変更した事項

光度　一一〇カンデラ

光達距離　五・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十一年七月六日

名称　シツル埼灯台

位置

所在地　鹿児島県大島郡喜界町（シツル埼）

北緯　二八―一七―〇二

東経　一二九―五六―五〇

変更した事項

灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度三、七〇〇カンデラ

光達距離　一二・〇海里

変更年月日　平成二十一年七月六日

**○海上保安庁告示第二百三十五号**

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　宇野港第二突堤防波堤灯台

位置

所在地　岡山県宇野港（第二突堤防波堤外端）

北緯　三四―二九―二五

東経　一三三―五七―二五

塗色及び構造　赤色　柱形

灯質　等明暗赤光　明二秒暗二秒

光度　三〇カンデラ

光達距離　三・五海里

明弧　全度

高さ　地上から構造物の頂部まで四・三メートル　平均水面上から灯火まで七・三メートル

点灯年月日　平成二十一年七月七日

記事　岡山県備前県民局管理

**○海上保安庁告示第二百三十六号**

航路標識の性質の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　松前大島灯台

位置

所在地　北海道松前郡松前町（大島難波岬）

北緯　四一―二九―五四

東経　一三九―二〇―四一

変更した事項

塗色及び構造　白地に赤横帯一本塗　塔形

変更年月日　平成二十一年七月七日

**○海上保安庁告示第二百三十七号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　北見神威岬灯台

位置

所在地　北海道枝幸郡枝幸町（神威岬）

北緯　四五―〇三―三二

東経　一四二―三〇―〇五

変更した事項

光度　一七〇、〇〇〇カンデラ

変更年月日　平成二十一年七月八日

名称　牛深港台場沖防波堤灯台

位置

所在地　熊本県牛深港（台場沖防波堤外端）

北緯　三二―一一―三六

東経　一三〇―〇一―五四

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十一年七月八日

名称　与論港灯台

位置

所在地　鹿児島県大島郡与論町（ハタンシ埼）

北緯　二七―〇三―〇二

東経　一二八―二三―五四

変更した事項

灯質　群閃白光　毎七秒に二閃光

光度　実効光度三、七〇〇カンデラ

光達距離　一二・〇海里

分弧　削除

高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで二〇メートル

変更年月日　平成二十一年七月八日

**○海上保安庁告示第二百三十八号**

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　御手洗港久比沖防波堤西灯台

位置

所在地　広島県御手洗港（久比沖防波堤西端）

北緯　三四―一一―一七

東経　一三二―四九―四四

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・一メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十一年七月九日

名称　天草港上平防波堤灯台

位置

所在地　熊本県天草市（天草港上平防波堤外端）

北緯　三二―一七―〇七

東経　一三〇―〇八―〇二

変更した事項

灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光

光度　実効光度二五カンデラ

光達距離　三・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル

変更年月日　平成二十一年七月九日